

(例規 99)

陸 幕 航 第 59 号

昭和 44 年 2 月 6 日

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
中 央 管 制 気 象 隊 長 殿
航 空 学 校 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

原子力関連施設上空の飛行制限について (通達)

改正 平成 10 年 3 月 23 日陸幕運第 145 号
改正 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
改正 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
改正 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

標記について、さきに防衛事務次官の指示に基づきその実施について通達したところであるが、その後さらに細部について示されたので、今後下記により実施されたい。

なお、陸幕航第 583 号 (43. 9. 2) は廃止する。

記

- 1 原子力関連施設上空の飛行は、原則として行わないものとする。
- 2 管制機関の指示又は原子力関連施設の位置等の関係から、やむを得ずその上空を飛行する必要がある場合には、動力装置の停止等緊急事態が発生してもこれらの施設に危害を及ぼさないような高度及び経路で飛行するものとする。
- 3 原子力関連施設は航空路図誌 (防衛省監修) に記載され、その設置・廃止等の状況は逐次追録されるので、関係者に当該施設の位置を周知徹底させるものとする。